

確認申請に添付するチェックリスト（エスカレーターの単独申請）

注）図面番号欄に、計画するエスカレーターの設計図書に明示している図面番号を記載して下さい。
 確認審査欄には、何も記載しないでください。

| 設計図書の種別 | 適用される規定 | | 明示すべき事項等 | 図面番号 | 確認審査 | |
|---|---------------------------------|-----------------------------|--|---|------|--|
| エスカレーターの仕様書 | 令第129条の12第1項第二号 | | エスカレーターの勾配及び揚程 | | | |
| | | 令第129条の12第1項第五号 | 1417号 | エスカレーターの踏段の定格速度 | | |
| エスカレーターの構造詳細図 | 令第129条の12第1項第一号 | 1417号 | 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置 | | | |
| | | 令第129条の12第4項、第5項 | エスカレーターの制動装置の構造 昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造 | | | |
| | | 必須記載事項 | エスカレーターの踏段の構造 | | | |
| エスカレーターの断面図 | 令第129条の12第1項第三号 | | エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造 | | | |
| | | 令第129条の12第1項第四号 | エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部び中心までの水平距離 | | | |
| エスカレーター強度検証法により検証した際の計算書 | 令第129条の12第2項、第3項、令第129条の4第2項第一号 | | 固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力 | | | |
| | | 令第129条の12第2項、令第129条の4第2項第二号 | 1414号 | 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度 | | |
| | | 令第129条の12第2項、令第129条の4第2項第三号 | 1414号 | 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度 | | |
| | | 令第129条の12第2項、令第129条の4第2項第四号 | 1414号 | 独立して踏段を支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度 | | |
| エスカレーターの荷重を算定した際の計算書 | 令第129条の12第2項、令第129条の12第2項、第3項 | | エスカレーターの各部の固定荷重 | | | |
| | | | エスカレーターの踏段の積載荷重及びその算定方法 | | | |
| | | 必須記載事項 | エスカレーターの踏段面の水平投影面積 | | | |
| 令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項第三号の認定を受けたものとする構造の踏段及び主要な支持部分を有するエスカレーター | | | 令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項第三号に係る認定書の写し | | | |
| 令第129条の12第5項の認定を受けたものとする構造の制動装置を有するエスカレーター | | | 令第129条の12第5項に係る認定書の写し | | | |